

こども教育宝仙大学学術情報リポジトリ要項

(目的)

第1条 こども教育宝仙大学学術情報リポジトリ（英語名 “Hosen Repository”）（以下「リポジトリ」という。）は、こども教育宝仙大学（以下「本学」という）の教育・研究活動において作成された学術研究成果（以下「成果物」という。）を収集し、電子的形態による蓄積と恒久的な保存および学内外への無償での発信・公開を行い、本学の教育・研究の発展に資するとともに社会への貢献を果たすことを目的とする。

(委員会)

第2条 リポジトリの運用に必要な事項の決定は、図書館委員会が行う。

第3条 リポジトリの維持管理運営に関する実務は、図書館が行う。

(登録資格等)

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍または在籍した教職員
- (2) その他図書館委員会が認めた者

(利用申請)

第5条 登録者は、リポジトリへの登録に際し、図書館委員会に事前に申請を行い、承認を得るものとする。

(登録対象資料)

第6条 リポジトリへ登録できる成果物は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 別表1に掲げる資料種別のいずれかに該当するもの
 - (2) 本学の教育研究活動において作成されたもの
 - (3) 電子的フォーマットで作成されていること
 - (4) ネットワークで配信できること
 - (5) 法令、本学規則および公助良俗に反しないこと
- 2 別表1に掲げたもののほか、以下のものも登録対象とする
- (1) 本学が所蔵する学術的に貴重な資料
 - (2) その他、図書館委員会が認めた資料

(登録)

第7条 登録者は、リポジトリに自らが作成に関与した成果物を登録することができる。

2 登録者は、登録する成果物に関わるすべての著作権者に、無償での公開についての許諾を得るものとする。

3 登録者は、登録の代行を図書館に書面をもって依頼することができる。

(公開)

第8条 図書館は、登録された成果物が、著作権法その他の関係法令に照らして問題がな

いことを確認したうえで、インターネットに無償で公開する。

2 図書館はネットワークを通じて成果物を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(成果物の削除)

第9条 次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された成果物を削除する。

(1) 登録者が所定の手続きで削除を申請した場合

(2) 図書館委員会が特に認めた場合

(免責事項)

第10条 登録された資料の内容に関する責任は当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された成果物を利用したことで発生した登録者、著作権者又は利用者の損害・不利益については、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に必要な事項は、図書館委員会において定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て決定し、運営会議の承認を得るものとする。

附 則

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

別表 1

資料種別	定義
学術雑誌論文	学会誌の学術雑誌論文、ポストプリント、プレプリント
研究報告書	科研費等による研究成果の報告書、研究活動報告書も含む
紀要論文	紀要類に掲載された論文
学位論文	博士論文、修士論文
会議発表論文	学会等の会議録、予稿集等に掲載された論文
会議発表用資料	学会等の会議で発表されたプレゼンテーション資料、ポスター、口頭発表資料等
図書	図書全体、図書に掲載された論文、図書の一部